

臨時株主総会

招集ご通知

開催日時 2021年3月30日（火曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区京橋二丁目1番3号
京橋トラストタワー4F
トラストシティ カンファレンス・京橋

本臨時株主総会につきましては、適切な新型コロナウイルス感染拡大防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。詳細は2頁をご参照ください。

議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行の件
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本臨時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面（郵送）により事前の議決権行使をいただければと存じます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月29日（月曜日）午後5時20分までに、3頁のご案内にしたがって郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年3月30日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー4F トラストシティ カンファレンス・京橋
3 目的事項	決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行の件 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
4 議決権行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本臨時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomoegawa.co.jp>) に掲載させていただきます。
- [新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応につきましては2頁をご参照ください。](#)

<本臨時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止について>

本臨時株主総会につきましては、以下のとおり適切な感染拡大防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本臨時株主総会につきましては、極力、郵送により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。ご来場される株主様は、マスクの着用などご自身及び周囲への感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

◎本臨時株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

◎座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎混雑緩和の観点から、ドリンクコーナーの設置は、中止とさせていただきます。

◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため時間短縮に努めさせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎本臨時株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomoegawa.co.jp>) より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

◎本臨時株主総会は可能な限り郵送での議決権行使をご検討ください。

期 限

2021年3月29日（月曜日）午後5時20分まで※

※上記の行使期限は郵送で議決権を行使される場合の期限となります。

本臨時株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。（ご捺印は不要です）



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
（上記の行使期限までに到着するように
ご返送ください）



議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
株式会社巴川製紙所 御中

臨時株主総会日 議決権の致 包

2021年3月30日

私は上記開催の臨時株主総会（議決権または総会の場合を含む）の議案につき、右記（横書き）印で賛否のとおりに議決権を行使いたします。
2021年3月 日

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

議決権の数は1票元ごとに1票となります。

お 願 い

- 当臨時株主総会ご出席の際は、議決権行使書用紙
- 当臨時株主総会ご出席の際は、議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご出席の場へご提出ください。

株主番号 _____

株式会社巴川製紙所

（ご注釈）
当社は、議案を2つの議案（議案1と議案2）に分けてご提出いただくものとさせていただきます。

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定を新設するものであります。A種優先株式を発行する理由につきましては、第2号議案をご参照ください。

なお、本定款一部変更については、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2</u> 千万株とする。 (新設)	第2章 株式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,200</u> 万株とする。 <u>2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 <u>2,000</u> 万株 A種優先株式 <u>200</u> 万株
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種優先株式の単元株式数は <u>1</u> 株とする。
第8条～第12条 (条文省略)	第8条～第12条 (現行どおり)

現行定款

(新設)
(新設)

変更案

第2章の2 A種優先株式
(A種優先配当金)

第12条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株主の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき次項に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。但し、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（第3項に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。

- ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に5.00%を乗じて算出される額とする。但し、2021年3月末日に終了する事業年度については、払込日から2021年3月末日までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。

現行定款

変更案

3. ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度における優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下「不足事業年度」という。）に係る定時株主総会（以下「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、年率5.00%で1年毎の複利計算により（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
4. 当会社はA種優先株主等に対して優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。

現行定款
(新設)
(新設)

変更案

(残余財産の分配)

第12条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株当たり、次項に定める金額を支払う。

2. A種優先株式1株当たりの残余財産分配額（以下「残余財産分配額」という。）は、1,000円に残余財産の分配が行われる日における累積未払優先配当金に相当する金額を加えた金額とする。なお、残余財産分配額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
3. A種優先株主等に対しては、前項に規定するほか残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第12条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

2. 当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

現行定款

(新設)

変更案

(金銭を対価とする取得請求権)

第12条の5 A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主等に対して、次項に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

2. A種優先株式1株当たりの償還価額は、基本償還価額（以下に定義する。）に、累積未払優先配当金及び償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（以下に定義する。）とする優先配当金日割計算額（以下に定義する。）を加えた金額とする。なお、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「基本償還価額」とは、以下の算式によって算出される額をいう。

（基本償還価額算式）

基本償還価額 = 1,000円 × 償還係数

上記における「償還係数」とは、「償還請求の効力が生じる日」の属する次に掲げる各事業年度について、当該事業年度に対応する係数をいう。

現行定款

変更案

「償還請求の効力が生じる日」の属する事業年度 係数

(i) 2021年及び2022年の各3月末日に終了する事業年度：1.045

(ii) 2023年3月末日に終了する事業年度：1.082

(iii) 2024年3月末日に終了する事業年度：1.111

(iv) 2025年3月末日に終了する事業年度：1.134

(v) 2026年3月末日に終了する事業年度：1.151

(vi) 2027年3月末日に終了する事業年度：1.162

(vii) 2028年3月末日に終了する事業年度：1.173

(viii) 2029年3月末日に終了する事業年度：1.200

(ix) 2030年3月末日に終了する事業年度：1.227

(x) 2030年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度：1.255

「日割計算基準日」とは、償還請求又は強制償還（第12条の6に定義する。）に従ってA種優先株式を取得する日をいう。

「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。）（但し、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。）は、その額を控除した金額とする。）をいう。

現行定款

(新設)

(新設)

変更案

3. 償還請求受付場所

東京都中央区京橋二丁目1番3号
株式会社巴川製紙所

4. 償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時又は償還請求書に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第12条の6 当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額（但し、前条第2項に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。）に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選又は比例按分により当社の取締役会において決定する。

(株式の分割、併合等)

第12条の7 当社は、A種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

2. 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3. 当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

現行定款

(新設)

第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)

(新設)

第4章 取締役および取締役会
第19条～第33条 (条文省略)

第5章 監査等委員会
第34条～第37条 (条文省略)

第6章 会計監査人
第38条～第40条 (条文省略)

第7章 計算
第41条～第44条 (条文省略)

附則
第1条 (条文省略)

変更案

(譲渡制限)

第12条の8 譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

第3章 株主総会
第13条～第18条 (現行どおり)

(種類株主総会)

第18条の2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第13条、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第17条第2項の規定は会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会
第19条～第33条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会
第34条～第37条 (現行どおり)

第6章 会計監査人
第38条～第40条 (現行どおり)

第7章 計算
第41条～第44条 (現行どおり)

附則
第1条 (現行どおり)

第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の要領にて、SMBCCP投資事業有限責任組合1号（以下、「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資については、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

(1) 募集の目的及び理由

① 募集に至る経緯及び目的

当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいいます。）は、1914年の創業以来、「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」からなる「創業精神」を経営理念に掲げ、事業に挺身してまいりました。現在では、「電気物性評価技術」を生かした特殊紙製品を原点に、「抄紙、塗工、粉体、粘・接着」の技術に磨きを掛け、時代の最先端分野である高機能性材料分野へと領域を広げて、次世代産業分野にも事業を展開しております。

ここ数年は、IoT、5G、AI、カーエレクトロニクス等の普及により、電子部品やこれに関連する分野で、高電圧、大電流、高周波を適正に制御したいという新たなニーズに応えるべく、「熱・電気・電磁波」をコントロールする製品群「iCas（アイキャス）」を拡充し、様々なソリューションを提供すべく開発活動を強化してきております。この結果、近年では上市される新製品の数が、既存事業の横展開も含めて増加傾向にあり、今後はこれらを確認たるビジネスモデルとして展開していくことを目指しております。

また、電気物性評価技術と粉砕技術の組み合わせによるプリンター用トナーの分野では、独立系大手トナーメーカーとしてワールドワイドでの事業展開を行っております。特に近年は、市場ニーズや需要の変化に対応するため、アジア地域における活動強化を図る一方、2020年9月には米国拠点での製造を終了することで、競争力強化も継続的に進めております。

一方、市場の縮小などにより特にトナー事業及び機能紙事業などの事業環境が厳しくなっている分野においては、収益体質の向上を図るとともに、全社横断的な視点で製造設備の廃棄・集約なども行いつつ、新興国におけるトナー事業の展開をはじめとした成長分野への経営資源投入のウェイトを高めていくことを企図しております。

しかしながら、昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大による未曾有の経済活動停滞は、当社グループにおいても需要の大幅な低迷を招き、すでに実行中であった構造改革関連費用とあわせて、当社の財務体質の悪化を余儀なくさせております。2020年10月以降は、販売の回復、プリンタートナーの米国製造終了等固定費削減策に加え、短期的な費用抑制活動などが奏功し業績は回復基調にあるものの、当社グループを取り巻く経営環境は依然として不透明となっており、お客様に新たな価値を提供する「グローバルに展開する全員参加の開発型企業」として、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据えて開発活動と構造改革の双方を更に加速して進めていかなければなりません。そのためにも、成長のための開発活動、安定した操業を維持するための事業用資産の維持更新投資、そして構造改革資金に充当するため、長期性資金を確保すると同時に、財務の健全性を早急に回復させることが必要不可欠と認識しております。

このような認識のもと、当社に対して長期的視点に立って資本性資金を提供していただける外部投資家を探索してまいりましたところ、2020年11月に割当予定先から出資の可能性が示されたことを受け、当社はリーガルアドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、また、ファイナンシャル・アドバイザーとしてデロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザー・合同会社をそれぞれ起用したうえで2020年12月から2021年1月にかけて、割当予定先によるデューデリジェンスを実施し、2021年1月に同社との間の具体的な提案内容の協議に入りました。その後、割当予定先から、デューデリジェンスの結果等を踏まえた具体的な出資提案を受けることとなり、当社として、割当予定先の投資家としての特性、当該提案内容（種類株式発行の金額規模その他の経済条件）を検討したところ、本第三者割当増資の実施は、当社グループの財務基盤の安定を通じ成長戦略と構造改革の同時遂行を促進させることから、当社の長期的な株主価値維持・向上に資すると考えております。

② 本第三者割当増資を選択した理由

まず、当社の自己資本が大幅に減少している財務状況と新型コロナウイルス感染症拡大の影響による不透明感が払拭されていない状況においては、引き続き金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達を実施することよりも、資本性の資金調達を実施することにより自己資本の増強を図ることが、長期的な株主価値の維持向上のためには適切であると考えております。

次に、当社普通株式による資金調達の実施は、現在のコロナ禍のもとでの不透明な経済情勢、資本市場、及び当社の財政状態及び経営成績等を勘案すると、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと判断いたしました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資は、必要金額の調達を確実に行うことができ、また、その商品設計によっては資本性の資金調達を行いつつ、希薄化や株主構成の変化を回避することも可能であり、さらに、今回の割当予定先は、当社の事業内容及び経営方針にご理解をいただける投資家であるとともに、当社の成長可能性を高く評価しており、当社にとって最も有効な選択肢になり得ると判断いたしました。そこで、上記①に記載のとおり、外部投資家を探索し続けた結果、割当予定先から、本第三者割当増資の提案を受けるに至りました。当社は、当社が必要とする資金を普通株式による第三者割当増資にて実施した場合に想定される即時の急激かつ大規模な希薄化及び株主構成の変化が、当社の安定した事業運営や株価に与える影響を勘案し、希薄化が生じないA種優先株式を、割当予定先に対する第三者割当の方法で発行することといたしました。

(2) 発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、2020年12月以降、当社の置かれた足下の厳しい経営環境及び財務体質、資本性の資金需要、当社の足下の株価状況等を踏まえつつ、割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法及び内容に関する交渉を重ねてまいりました。割当予定先との間で、A種優先株式の商品性を踏まえ、A種優先株式の発行に係る投資契約書（以下、「本投資契約」といいます。）に関する真摯な交渉を重ねた結果、2021年2月に当社として合理的と判断する内容で割当予定先との合意に至ったことを受け、A種優先株式については払込金額を1株当たり1,000円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯及び当社の置かれた状況等に加えて、A種優先株式の商品性及び本投資契約の内容を踏まえれば割当予定先も本第三者割当増資を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

もっとも、種類株式の価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、当社は、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役野口真人）（以下、「プルータス」といいます。）に対してA種優先株式の価値算定を依頼し、A種優先株式の価値算定書（以下、「本価値算定書」といいます。）を取得しております。プルータスは、A種優先株式に付された諸条件と一定の前提（想定満期日（2027年3月30日）までの期間（約6年）、優先配当率、取得条項、取得請求権等）を踏まえた、当社の行動に関する一定の仮定（想定満期日までの金銭を対価とする取得条項の発動等）及び割当予定先の行動に関する一定の仮定（金銭を対価とする取得請求権を行使するか又は当社による金銭を対価とする取得を待つかの選択等）を参考に、一般的な株式オプションを含めた価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法を用いてA種優先株式の公正価値を算定しております。本価値算定書においては、A種優先株式の価格は、1株当たり約1,270円とされております。

上記のとおり、当社としては、A種優先株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、プルータスによる本価値算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種優先株式の払込金額（1株当たり1,000円）が割当予定先に特に有利な金額であると判断せざるをえず、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を2,000,000株発行することにより、総額2,000,000,000円を調達いたしますが、前述したA種優先株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

さらに、A種優先株式には株主総会における議決権がなく、かつ、当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付されておられません。したがって、本第三者割当増資により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはないかと判断しております。

(3) 割当予定先を選定した理由

割当予定先を選定した理由については、上記「(1)募集の目的及び理由」をご参照ください。

なお、当社は、本投資契約において、割当予定先との間で、当社に対する出資のほか一定の事項について合意しているところ、その概要は以下のとおりであります。

① 当社の遵守事項

当社は、大要、以下の事項を、割当予定先に誓約しております。

- (a) 当社及び当社の子会社（払込期日以降においては、当社の特定の子会社）において、一定の事項（定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得、一定の組織再編行為、剰余金の配当、一定の重要な資産の取得又は処分、新規の借入等、執行役員の変更、倒産処理手続の申立等、事業計画の変更等）を決定又は実施しようとする場合には、割当予定先の事前の書面による同意（但し、割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶又は留保しないものとします。）を取得すること
- (b) 払込期日付で割当予定先が別途指定する者1名（以下「本顧問」といいます。）を当社の顧問に就任させること
- (c) 払込期日以降、取締役の選任が議題となる当社の各株主総会において、割当予定先が社外取締役として指名する者最大1名を、非常勤の社外取締役として選任する議題及び議案を上程し、かかる議案が承認されるように実務上合理的に可能な限り最大限の努力をすること
- (d) 払込期日以降、割当予定先が当社と誠実に協議の上選定する者最大1名の、当社への出向を受け入れること

- (e) 2021年5月14日までに、2019年4月23日付で策定し、公表した第7次中期経営計画につき、割当予定先が事前に書面により承認した（但し、割当予定先は、かかる承認を不合理に拒絶又は留保してはならないものとされています。）内容に改定すること。また、当該第7次中期経営計画の対象期間終了後の事業年度を対象とする中期経営計画を策定する場合には、事前に割当予定先の書面による承認（但し、割当予定先は、かかる承認を不合理に拒絶又は留保してはならないものとされています。）を得ることとし、これらの事業計画を達成するために商業上合理的な範囲内で努力を行うこと
 - (f) 2021年7月10日までに、割当予定先が合理的に満足する内容のアクションプランを策定し、当該アクションプランを実行するよう、商業上合理的に可能な範囲内で努力すること
 - (g) 金融機関から当社に対して割当予定先が合理的に満足する内容の金融支援が実施されるよう、商業上合理的に可能な範囲内で努力すること
 - (h) 割当予定先に対するA種優先株式に係る剰余金の配当並びに当社の定款、A種優先株式の発行要項及び本投資契約に従った当社によるA種優先株式の取得が可能となるよう、分配可能額を確保するため、実務上合理的に可能な限り努力すること
- ② 金銭を対価とする取得請求権の行使制限
- 割当予定先は、大要以下に規定する要件を充足した場合でない限り、A種優先株式について金銭を対価とする取得請求権を行使することはできません。
- (i) 払込期日（同日を含む。）から2027年3月31日（同日を含む。）までの間：
 - (ア) 本投資契約上の当社の表明保証又は義務に重大な違反があった場合であって、書面による催告にもかかわらず、当該催告の日から10営業日が経過しても当該違反が是正されない場合（但し、当社の本投資契約に基づく義務の重大な違反については、当社に悪意及び重過失がないと割当予定先が判断した場合は除きます。）であって、かつ、（イ）取得請求後の当社の連結ベース純資産額が2020年3月期の連結ベース純資産額を上回ると認められる場合（但し、当社が、（イ）の条件が満たされない具体的かつ現実的なおそれがあることを合理的な根拠に基づき割当予定先に対して説明を行った場合は除きます。）
 - (ii) 2027年4月1日（同日を含む。）以降：
 - 取得請求後の当社の連結ベース純資産額が2020年3月期の連結ベース純資産額を上回ると認められる場合（但し、当社が、当該条件が満たされない具体的かつ現実的なおそれがあることを合理的な根拠に基づき割当予定先に対して説明を行った場合は除きます。）
- ③ 金銭を対価とする取得条項の行使制限
- 当社は、強制償還後の当社の連結ベース純資産額が2020年3月期の連結ベース純資産額以下となると認められる場合、又はその具体的かつ現実的なおそれがあることを合理的な根拠に基づき当社の取締役会で判断した場合、A種優先株式について金銭を対価とする取得条項を行使することができません。

④ 払込義務の前提条件

大要、以下の事項が、割当予定先によるA種優先株式に係る払込義務の履行の前提条件とされています。

- (a) 本投資契約上の当社の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること
- (b) 本投資契約の当社の義務が重要な点において履行又は遵守されていること
- (c) 当社において、(i) 定款変更(第1号議案)、(ii) 本第三者割当増資、及び(iii) 本資本金等の額の減少(第3号議案において定義されます。)に係る各議案を承認する臨時株主総会決議が適法かつ有効に行われており、これらの決議及び手続が変更又は撤回されることなく維持されていること
- (d) 当社において、本顧問が払込期日付で当社の顧問に就任するために払込期日までに必要な手続が完了していること
- (e) 本資本金等の額の減少の効力を発生させるために払込期日までに必要な一切の手続が完了していること
- (f) 当社が、金融商品取引法その他の法令に基づき本第三者割当増資について臨時報告書を提出していること
- (g) 司法・行政機関等に対して、本第三者割当増資を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本第三者割当増資を制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと
- (h) 当社グループの一定の既存の借入契約において当社グループによる債務不履行事由等が発生していないこと
- (i) 本投資契約の締結日以降、(i) 重大な悪影響を及ぼす事象が生じていないこと、(ii) 戦争・武力紛争・テロ行為、合理的に予測不可能な自然災害その他これらに類する事由若しくは事象(COVID-19を含む。)であって、その結果、本第三者割当増資を実行することが不可能又は著しく困難となる事態が生じていないこと、及び(iii) 日本において主要かつ多数の商業銀行又は証券決済サービス全般に本第三者割当増資を実行することが客観的に不可能又は著しく困難となる重大な支障が生じていないこと
- (j) 当社の発行済普通株式が、東京証券取引所市場第一部に上場されており、上場廃止事由又は市場第二部銘柄への指定替えの原因となるべき事由が発生しておらず、株式会社東京証券取引所から指導又は通知によりそれらの事由が発生するおそれがあるとの判断がなされていないこと

2. 募集事項の内容

(1) 募集株式の種類及び数

A種優先株式 2,000,000株

(2) 募集株式の払込金額

1株につき1,000円

(3) 払込金額の総額

2,000,000,000円

(4) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額

増加する資本金の額 1,000,000,000円（1株につき500円）

増加する資本準備金の額 1,000,000,000円（1株につき500円）

(5) 払込期日

2021年3月31日

(6) 発行方法

第三者割当の方法によりSMBCCP投資事業有限責任組合1号に全てのA種優先株式を割り当てる。

(7) 募集株式の内容

A種優先株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。

資本金及び資本準備金の額の減少の件

当社は、早期に財務体質の健全化を図りつつ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、A種優先株式の発行と併せて、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき次のとおり資本金及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えたいと存じます（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当増資の払込がなされることを条件といたします。

1. 減少する資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額3,894,953,550円のうち1,772,000,000円を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替え、減少後の資本金の額を2,122,953,550円といたします。

2. 減少する準備金の項目及びその額

本第三者割当増資後の資本準備金の額3,169,392,759円のうち2,638,000,000円を減少し、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替え、減少後の資本準備金の額を531,392,759円といたします。

3. 本資本金等の額の減少が効力を生ずる日

2021年3月31日

以上

本臨時株主総会会場ご案内図

会場

京橋トラストタワー4F トラストシティ カンファレンス・京橋
 東京都中央区京橋二丁目1番3号 TEL (03) 3516-9600

交通

東京メトロ 銀座線 京橋駅	7番出口より徒歩1分
東京メトロ 銀座線・東西線/都営浅草線 日本橋駅	B3出口より徒歩5分
東京メトロ 有楽町線 銀座一丁目駅	7番出口より徒歩5分
J R 東京駅	八重洲南口より徒歩4分
都営浅草線 宝町駅	A5出口より徒歩4分



◎本臨時株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により本臨時株主総会の運営を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomoegawa.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

◎本招集ご通知は、当社製超軽量印刷用紙「トモエリバー」を使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。